

おかせ



No.355 2023 3月号

- 第10回税に関する絵はがきコンクール.....2~3
- 事業報告.....4
- 令和5年度上期分口座振替のお知らせ.....5
- 医療百話「形成外科とは」.....5
- 第127回税金よもやま話「安全な暮らし」.....5
- 「令和5年度税制改正大綱
インボイス制度の改正などについて」.....6
- 第50回「知って得する？」社労士の独り言
「令和5年上半期の健康保険改正事項について」.....7
- 藤沢税務署からのお知らせ.....8~9
- 地域の会員企業紹介.....10
- 観劇会募集予告.....10
- おじゃましました！会員訪問
Vol.044 LONGAFEさん.....11

第10回

最優秀賞

(一社)神奈川県法人会連合会へ推薦作品

藤沢税務署長賞



茅ヶ崎市立松浪小学校
松村 菜奈さん

入賞

藤沢法人会女性部会では、租税教育活動の一環として、小学生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。令和4年度は、藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町にある小学校の協力を得て、応募総数 292 作品の中から 15 作品を表彰させていただきました。



茅ヶ崎市立松浪小学校 松原 奈菜さん

藤沢法人会長賞

女性部会長賞

青年部会長賞



藤沢市立村岡小学校
坂井 優理子さん



茅ヶ崎市立松浪小学校
高橋 由菜さん



藤沢市立中里小学校
角田 真楓さん

税に関する絵はがきコンクール 応募総数 292枚



茅ヶ崎市立松浪小学校
佐藤 大空さん



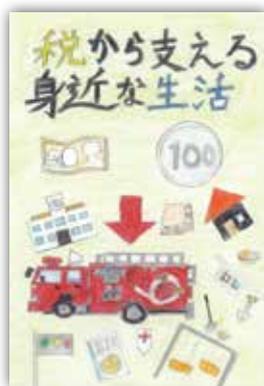
茅ヶ崎市立松浪小学校
山本 心春さん



茅ヶ崎市立松浪小学校
鈴木 汐音さん



茅ヶ崎市立松浪小学校
原 集太さん



茅ヶ崎市立松浪小学校
大倉 琉人さん

入選



茅ヶ崎市立松浪小学校
乾 咲耶さん



茅ヶ崎市立松浪小学校
森谷 桃子さん



藤沢市立村岡小学校
藤谷 愛菜さん



藤沢市立村岡小学校
鈴木 凜さん



藤沢市立駒寄小学校
木村 友珠希さん

選考会の様子



2月2日に藤沢法人会館にて、税に関する絵はがきコンクールの優秀作品選考会を開催しました。選考メンバーには、川上会長、田邊女性部会担当副会長、富田青年部会長、女性部会役員のほかに、藤沢税務署より渡邊署長、土屋法人課税担当副署長、二野統括官、木下国税調査官をお迎えし行いました。選考にあたり、どの作品も税に関する様々な思いが込められ、選考は難航しましたが、最優秀賞をはじめとする15作品を選びました。

法人会の事業

1/19木

参加人数45名

女性部会賀詞交歓会（湘南鎌倉クリスタルホテル）



女性部会の新年賀詞交歓会が、3年ぶりに湘南鎌倉クリスタルホテルで開催しました。今回は遊行の盆などでおなじみの富田房枝さんをお招きに、津軽三味線をメインに盛大に開催しました。

2/3金

参加人数39名

藤沢北・北東支部 新春の集い（湘南鎌倉クリスタルホテル）



藤沢北・北東支部の合同事業として新春の集いが、湘南鎌倉クリスタルホテルで開催されました。アトラクションは演歌歌手の小桜舞子さんをお招きしました。

2/8水

参加人数14名

税務経営セミナー（藤沢法人会館）



事業研修委員会が主催する税務経営セミナーでは、株式会社キャラウィット代表、中小企業診断士の上岡実弥子氏をお招きし、「イマドキ若手の育て方!!～私が新人の頃とゼンゼン違う!どうしたらいい?～」と題し研修会を行いました。

第50回税務教室【全5回シリーズ】 （藤沢法人会館）

1/20金 参加人数23名

第1回 別表四・五表(概要)/租税公課

1/26木 参加人数23名

第2回 減価償却

2/3金 参加人数24名

第3回 給与/保険料

2/9水 参加人数16名

第4回 交際費/寄附金

2/14火 参加人数22名

第5回 消費税の概要

2/10金

参加人数45名

藤沢南・西・東支部合同講演会 （藤沢商工会館ミナパーク）



3年ぶりの開催となる藤沢南・西・東支部の3支部合同での講演会と名刺交換会を藤沢商工会館ミナパークで開催し、45名が参加されました。今回は、経済アナリストで日経CNBCコメンテーターの田嶋智太郎氏をお招きし、「どうなる?2023年の日本経済・どうする?企業経営」と題する講演会を行いました。講演会終了後に別室で名刺交換会を開催し、自社PRを行い、法人会のメリットの1つでもある異業種交流会を行い、大いに盛り上がりました。

青年部会租税教室

1/19 藤沢市立六会小学校

6年生 5クラス 185名



青年部会では、租税教育活動の一環として、藤沢市立六会小学校で6年生を対象に租税教室を開催しました。櫻井副部長、下里部会員、上條部会員、宮前部会員が講師となり、“税の大切さ”や“税の果たす役割”について学んでもらいました。また、女性部会でも、租税教育活動を行っており、租税教室で得た知識や感想を“絵はがき”にすることで、税に対する理解をより深めてもらう“税に関する絵はがきコンクール”も行っております。(2～3頁参照)

令和5年度上期分 法人会費口座振替のお知らせ

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
	特別会員(同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人)	100円
賛助会員	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500円

□口座振替契約の皆さまへ

令和5年度上期(令和5年4月1日～令和5年9月30日)の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。
※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

■引落日:令和5年5月15日(月)

□口座振替契約をされていない皆さまへ

6月上旬に振込用紙を郵送いたします。法人会費の納入は口座振替が便利です!ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会 事務局・0466-22-6444

医療百話

湘南藤沢徳洲会病院
形成外科 部長 飯田直成



形成外科とは

形成外科は様々な体表形態の悩みを治療する、比較的新しい診療科です。近代・現代医学の中では、第1の医学である治療医学、第2の医学である予防医学、第3の医学である健康増進医学に続く、第4の医学と定義されています。見た目の美しさやバランス、機能を正常に還元させることで、患者様の生活の質(Quality of Life)を向上させます。

当科は、眼瞼下垂や陥入爪、良性皮膚腫瘍、脂肪腫などの軟部組織腫瘍、悪性皮膚腫瘍の切除と整容的再建、頬骨骨折、眼窩底骨折、鼻骨骨折などの顔面骨骨折、外傷後の瘢痕・瘢痕拘縮の治療、口唇・耳介・四肢の先天性体表異常、腋臭症(わきが)、黒あざのレーザー治療など、形成外科全般の疾患を治療いたします。

手術適応となる皮膚腫瘍・血管性腫瘍

顔面や頭皮、四肢などに生じた母斑や黄色腫、静脈湖は、整容面で問題となる場合に手術適応となります。また日光角化症、ボーエン病などの表皮内癌と、基底細胞癌、有棘細胞癌などの皮膚癌は、切除による根治が必要です。

良性と悪性の判別は、見た目だけでは区別しにくいいため、確定診断には皮膚の一部をとって顕微鏡で調べる皮膚生検が

必要です。普通の湿疹や、しみと区別がつきにくい場合も多いため、ご心配な病変があれば、必ず形成外科医や皮膚科医にご相談ください。



黄色腫



静脈湖



日光角化症



ボーエン病



基底細胞癌



有棘細胞癌

令和5年度税制改正大綱 インボイス制度の改正などについて



昨年12月、与党自民党・公明党から令和5年度税制改正大綱が発表されました。今回の大綱では、周知や理解、事業者の事務手続きの準備が進んでいないためかインボイス制度の改正案が盛り込まれました。そこで多くの事業者に影響するインボイス制度の改正案を中心に、大綱の内容について取り上げてみたいと思います。

消費税のしくみ

改正案の前に、まずは消費税のしくみについて確認してみましょう。

消費税は本来消費者が負担すべきものですが、消費者が直接納税することはありません。消費者から売上代金を受領した事業者が消費者に代わり納税します。例えば110万円（消費税10%込）の売上代金を受領した事業者は、10万円を納税するイメージです。

しかし、実際は納税額10万円ではなく、商品を仕入れたときに支払った消費税を引くことができます。77万円（消費税10%込）の仕入れを行っているときは消費税7万円をすでに負担していることとなりますので、10万円から7万円を引いた3万円を納税します。（仕入れにかかる消費税以外にも、消耗品費や水道光熱費など経費にかかった消費税も引くことが出来ます。経費にかかった消費税も含めて「仕入れにかかる消費税」と呼びます。）

つまり、売上にかかる預かった消費税から、仕入れにかかる支払った消費税を引いた額が納税額となります。（簡易課税制度の説明については、紙面の都合上今回は省略します。）

インボイス改正案1 小規模事業者への経過措置 2割負担

大綱では小規模事業者（年商1,000万円未満）への影響を考慮し、納税額を売上にかかる預かった消費税の20%に軽減する3年間の経過措置が設けられました。先の例でいうと10万円×20%で2万円の納税となります。

これにより小規模事業者は仕入れにかかる消費税を計算することなく、売上の金額だけ把握すれば納税額を算出できることとなります。また、納税負担そのものも軽減されます。

インボイス改正案2 中小事業者への経過措置 事務負担軽減

また、年商1億円以下の事業者に対する6年間の軽減措置があります。

当初インボイス制度では、仕入れの金額に関係なく帳簿だけでなく請求書等（インボイスの登録番号が記載されたもの）を保存することが条件となっていました。改正案により1万円未満の取引については帳簿のみの保存で控除できることになりそうです。

インボイス改正案3 少額な返還についてのインボイス交付義務の見直し

当初インボイス制度では、少額な値引き等（振込手数料料分の値引きなど）についても、返金や返還に対する書類（返還インボイス）を発行することが義務付けられていました。

しかし、事務負担の煩雑さを考慮し、1万円未満の少額な値引き等については、返還インボイスの交付を省略することができることになりそうです。こちらの改正案は、事業者の規模にかかわらずすべての事業者が対象となり、また期間の制限もありません。

その他の改正案1 NISA制度の拡充など

消費税のインボイス制度以外にも、注目すべき改正案がありますのでご紹介します。

一つ目が個人所得税のNISA制度の拡充と恒久化です。非課税とされる上限が引き上げられ、また期間が無期限となりました。数年前老後の2,000万円問題が話題になりましたが、投資を促す内容となっております。

その他の改正案2 生前贈与加算7年間に延長

こちらは相続税の改正案になります。現行制度では、相続があった場合、相続前3年間の贈与については、相続税の計算上贈与がなかったものとして、相続財産に加算されて相続税が計算されます。この3年間の期間が7年間に延長されることとなります。生前贈与は相続税の節税対策として有効ですが、格差の固定化を防ぐことなどが目的のようです。

最後に

インボイス制度がいよいよ10月から始まります。今回の改正案の内容を確認しつつ、税務署に対する届出や経理システムの修正など事前に準備すべきことがあるかと思っておりますので、お早めにご対応をお願い致します。（ご拝読ありがとうございました。税務上正確でない表現があるかもしれませんが、皆様にお伝えすることを優先しておりますのでご理解頂けますと幸いです。）



令和5年上半期の健康保険改正事項について

1. 本年1月から協会けんぽの届出様式が新様式となり、受取代理人欄が削除されました。

協会けんぽは協会けんぽ内部のシステムの変更などにより、定期的に届出様式を見直しして、本年1月から新様式へ変更し、すでに運用が始まっています。

新様式では傷病手当金や出産手当金の様式から「受取代理人」の欄が削除されました。この受取代理人とは、被保険者が、代理人が給付金を受領することを委任する「法律行為」として行われてきました。そのため、旧様式には「本申請に基づく給付金に関する受領を下記の代理人に委任します。」という文言があり、協会けんぽから代理人に対し給付金が支払われていました。健康保険法では被保険者へ給付金を支払うことが原則であることから、今回、被保険者へ確実な給付金の支払いを行うため、給付金の振込口座は、相続の場合を除き、被保険者本人のものに限られました。

また、旧様式は本年1月以降も使用できるとしていますが、新様式で申請した場合に比べて事務処理等に時間を要する場合があります。新様式の使用を推奨しています。

なお、申請書が新様式に変更となったため、協会けんぽの「健康保険制度・申請書の書き方」ガイドブック (<https://roumu.com/archives/115104.html>) も更新されました。

2. 本年3月からの健康保険料率が10.02%に、介護保険料率は1.82%になる予定です。

本年1月30日に全国健康保険協会運営委員会が開催され、本年度の健康保険料率「案」が決定されました。昨年11月24日に全国健康保険協会運営委員会が開催され、運営委員会理事から平均保険料率（都道府県単位保険料率の全国平均）については、「65歳以上の高齢者人口が最も多くなる令和22年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率10%を超えないよう努力していきたい」という発言を踏まえ、神奈川支部で評議会が開催され、本年度の健康保険料率「案」10.02%が（9.85%から0.17%引き上げ）了承されました。神奈川支部の評議会での意見は、「中小企業の経営環境が悪化する中で大幅な保険料率の引き上げ回避の要望を踏まえると、短期的な視点からは、当支部の本年度保険料率を現行の9.85%程度に据え置くことが望まれますが、中長期的な視点に立てば、全国平均保険料率は10%に維持するべきであり、全国平均保険料率10%を所与とした当支部の本年度保険料率10.02%への引き上げは、やむを得ないと思料します。」としています。

また、今後の保険料率について、当支部の保険料率が全国平均保険料率を初めて上回ることとなりました。「これはここ数年の当支部の加入者一人当たり医療費の伸びが相対的に高かったことを主因とするものであり、今後、医療費分析の深化などを通じて、医療費適正化の取り組みをさらに強化していく。」としています。介護保険料率は全国一律で0.18%引き上げられ1.64%から1.82%に引き上げられる予定です。正式な決定は厚生労働大臣の認可を受けてからになります。

3. 本年4月から出産育児一時金が増額され50万円になる予定です。

正常な分娩はケガや病気ではないため、健康保険における療養の給付の対象外となっていますが、健康保険では被保険者とその被扶養者が出産したときに出産育児一時金を申請することで、分娩費用の補助として一時金が支給される制度があります。

出産育児一時金の額は現在、1児につき42万円（産科医療補償制度に加入されていない医療機関等で出産した場合は40.8万円）が支給されています。今回この支給額について、社会保障審議会医療保険部会で「出産育児一時金の額は令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、本年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたことで、増額する政令案が出されました。政令案は、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額について、総額50万円（48.8万円＋加算額1.2万円）とするもので、政令案の公布は1月下旬、施行は4月1日が予定されています。

藤沢税務署からのお知らせ

事務負担軽減？
補助金も？

インボイス制度、

税負担軽減？

支援措置があるって本当!?



本当です！そのための税制改正(案)が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減？

インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ？

登録申請、4月以降でも大丈夫？

既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金？

少額取引はインボイス不要って？

少額な値引き・返品は対応不要？

小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減？

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、
売上税額の2割を納税額とすることが出来ます！

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

対象となる期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

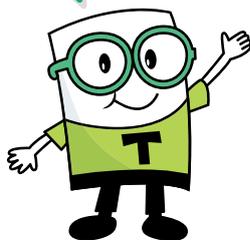
売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要！
事前の届出も不要！

事例 売上700万円(税額70万円)※サービス業
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶
70万円 - 35万円[※] = 35万円
※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる **売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけ**で、**簡単に申告書が作成**できるようになります！

また、**事前の届出も不要**で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です！

小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ？

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます！

対象 小規模事業者

補助上限 50～200万円(補助率2/3以内) ※一部の類型は3/4以内

▶100～250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)

補助対象 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け 会計ソフトに補助金？

IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました！

対象 中小企業・小規模事業者等

補助額 ITツール ～50万円(補助率3/4以内)、50～350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃

PC・タブレット等 ～10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ～20万円(補助率1/2以内)

補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って？

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります！

対象になる方 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下
または1年前の上半期(個人は1～6月)の課税売上が5千万円以下の方

対象となる期間 令和5年10月1日～令和11年9月30日



すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要？

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります！
振込手数料分を値引処理する場合も対象です！

対象になる方 すべての方

対象となる期間 適用期限はありません。



すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫？



大丈夫です！4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です！

詳しくはこちらまで

税制改正案の内容



持続化補助金



IT導入補助金



インボイス制度特設サイト



■その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

0120-205-553 フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

地域の会員企業紹介

井村ガス 株式会社

業種 住宅設備機器の販売 プロパンガスの充填、卸・小売販売、ガス配管工事、器具の取付工事

事業内容 ≪湘南地域≫を中心に、暮らしの安心、安全をサポートする会社です。地域に根差した会社を目指し、日々の成長を目標にしています。LPガス、都市ガス、エコキュート、水回り等リフォーム関係など多種に渡ってお手伝いできます。

代表者 井村 誠
住所 寒川町倉見 1901
電話 0467 (75) 1611
FAX 0467 (75) 1697
HP <https://imuragas.jimdofree.com/>
メール mizuo.igas@gmail.com



江ノ島タクシー 株式会社

業種 旅客運送業、旅行業代理業
事業内容 旅客運送業：タクシー、貸切バス
 旅行業代理業：国内旅行事業、自主主催旅行企画・運営

代表者 飯森 均
住所 藤沢市片瀬海岸 1-10-14
電話 0466 (22) 2191 (代表)
 0466 (22) 0808 (事務所)
FAX 0466 (24) 4050
HP <https://www.enoshima-taxi.jp/>
メール enoshimataxi@enoshima-taxi.jp
FB <https://www.facebook.com/enoshimataxi/>
インスタ <https://www.instagram.com/enoshimataxi/>
YouTube <https://www.youtube.com/c/enotaxich>
Twitter <https://twitter.com/enoshimataxi>



厚生委員会からの お知らせ

観劇会予告

厚生委員会では、令和5年度の観劇会として、8月27日(日)に上演される劇団四季ミュージカル『ライオンキング』のチケットを100枚ご用意しました。

太陽煌めくアフリカの大地を舞台に、「サークル・オブ・ライフ(生命の連環)」をテーマとして繰り広げられる壮大なミュージカル『ライオンキング』。

申込用紙は「しおかぜ5月号」に同封しますのでしばらくお待ちください。

株式会社 和田屋

業種 貴金属・宝石・リサイクル・質屋
事業内容 お手持ちのジュエリーをリフォームしませんか?指輪のサイズ直し・真珠ネックレスの糸替え等も承っております。米国宝石学会(GIA G.G)の資格をもった店員が常駐しており、宝石鑑定・鑑別に力を入れています。

代表者 和田庄治
住所 藤沢市藤沢 969
電話 0466 (28) 4599
FAX 0466 (26) 2307
HP <https://www.wadaya.jp/>
メール yfujisawawadaya@gmail.com
FB <https://www.facebook.com/wadaya4178/>



おじゃましました♪ 会員訪問

vol.044 フレンチトースト専門店「ロンカフェ」さん



▲江の島の龍が由来となった店名「ロンカフェ」。



◀フレンチトーストは全10種類。黒トリュフのホワイトソースや3種のベリーなど、スペシャルメニューも用意。

絶景を独り占めできる日本初フレンチトースト専門店

江の島のサムエルコッキング苑内にある「ロンカフェ」は、2003年にオープンした日本初のフレンチトースト専門店です。行列ができるほどの人気の秘密と魅力は、江の島の頂上で本場のフレンチトーストを頂きながら、オーシャンビューを満喫できること。店の前には相模湾が広がり、江の島ヨットハーバーや七里ヶ浜を望むことができます。

ロンカフェは、湘南エリアでマリンスポーツ事業を展開する「湘南ライセンス」が運営し、江の島本店をはじめ、関東で5店舗を構えています。

「店名は、お客様とのご縁を大切にするため、江ノ島の縁結びの神様「龍神様」に由来して、ロン(龍)カフェとなりました」と教えてくれたのは、店長の金子遥さん(25歳)。

江ノ島店に勤務して4年、店長2年目です。平均年齢21歳という若さ溢れるスタッフとアイデアを出し合いながら、店づくりやメニューに反映しています。

専用のバゲットをオリジナルソースにつけこみ、フライパンで焼く本場フランスの「パンベルデュ」という調理法を採用したフレンチトーストのメニューは10種類。人気の「濃厚クリームブリュレ」、「アフォガート風」ほか、江の島店限定の「アップルパイの中身」やクラムチャウダー(冬季限定・テイクアウトのみ)など魅力的なメニューが揃っています。

「ソフトドリンクやフロートのほかホットワインなどアルコールも用意しております。スタッフ全員、ご来店を心よりお待ちしております!」



▲江の島本店店長の金子遥さん。「学生スタッフの巣立ちを応援しています!」

絶景を眺めながらフレンチトーストをお召し上がりください!!



▶2021年にリニューアル。テラス席はシートを設置で、防寒・防風対策も万全です。



▲全席海向きの最高のロケーション。



▲一番人気の「濃厚クリームブリュレ」(1,628円税込)。外はパリパリで香ばしく、中はトロリ♪

LONCAFE(ロンカフェ)湘南江の島本店

藤沢市江の島2-3-38 江の島サムエルコッキング苑内
TEL : 0466-28-3636

営業時間 平日 11:00~20:00(L.O 19:30)
休日 10:00~20:00(L.O 19:30)

※年中無休 悪天候時は要電話確認

HP <https://loncafe.jp/>

インスタグラム <https://www.instagram.com/loncafe/>

紙芝居



「紙芝居」が好きな方を募集しています！

「紙芝居」を演じて楽しみたい方（参加型）

「紙芝居」を創って楽しみたい方（創作型）

「紙芝居」を観て楽しみたい方（観覧型）

年齢を問わずどなたでも参加可能です。

↓↓ ↓ お気軽にお問い合わせください。 ↓ ↓ ↓

【お問合せ】

NPO法人 紙芝居Project

E-mail : info@kamipro.info

Tel : 090-2258-7082 (島田)

